

令和7年度 保育所・認定こども園・小規模保育等
(2号・3号認定) にかかる利用者負担額

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分		月 額		2号認定子ども (3歳以上児) 副食費
区分	市町村民税の課税状況等	3号認定子ども(3歳未満児)		
		保育短時間	保育標準時間	
1	生活保護世帯	0	0	1～4A階層 副食費免除 ※第3子以降無料 (年齢上限なし)
2	市町村民税非課税世帯	0	0	
3(特)	市町村民税所得割課税額 48,600円未満 ※母(父)子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯	6,400 (0)	6,500 (0)	
3	市町村民税所得割課税額 48,600円未満	15,700 (7,850)	16,000 (8,000)	
4(特)A	市町村民税所得割課税額 48,600円以上77,101円未満 ※母(父)子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯	6,400 (0)	6,500 (0)	
4A	市町村民税所得割課税額 48,600円以上57,700円未満	23,100 (11,550)	23,500 (11,750)	4(特)B～8階層 副食費は 園へ支払い ※第3子以降無料 (就学前児童をカウント) 下記参照
4(特)B	市町村民税所得割課税額 77,101円以上97,000円未満 ※母(父)子世帯、在宅障がい児(者)のいる世帯	23,100 (11,550)	23,500 (11,750)	
4B	市町村民税所得割課税額 57,700円以上97,000円未満	23,100 (11,550)	23,500 (11,750)	
5	市町村民税所得割課税額 97,000円以上169,000円未満	34,400 (17,200)	35,000 (17,500)	
6	市町村民税所得割課税額 169,000円以上301,000円未満	45,700 (22,850)	46,500 (23,250)	
7	市町村民税所得割課税額 301,000円以上397,000円未満	47,200 (23,600)	48,000 (24,000)	
8	市町村民税所得割課税額 397,000円以上	49,200 (24,600)	50,000 (25,000)	

※税額の計算には、配当控除、寄附金税額控除、外国税額控除、住宅借入金等特別控除、配当割額控除、株式等譲渡所得割控除などは適用しません。

※()内は第2子の金額です。第3子以降の保育料は無料となります。

※第3(特)・第3・第4(特)A・第4A階層に該当する場合は、保護者と生計を一にする子のうち1人目を第1子、2人目を第2子、3人目を第3子以降とします。(年齢に上限はなし)

※第4(特)B・第4B・第5・第6・第7・第8階層に該当する場合は、同一世帯から二人以上の児童が保育所、幼稚園、認定こども園、届出保育施設、特別支援学校幼稚部、情緒障害児短期治療施設通所部に入所または児童発達支援及び医療型児童発達支援を利用している場合の第2子は半額、第3子以降の保育料は無料となります。

※8月分までの保育料は令和6年度の市町村民税、9月以降の保育料は令和7年度の市町村民税額により決定されます。

※この保育料のほかに、施設によって教材代・行事代などの実費徴収費が必要になる場合があります。